平成２５年（フ）第２４０号
仙台市宮城野区原町２丁目７番12号　モアクレスト原町101
債務者　菅原　正通
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２４２号
仙台市太白区袋原４丁目25番43号　レジデンスＲＯ101
債務者　松川香保里
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１８号
宮城県気仙沼市赤岩牧沢44番地180　気仙沼市総合体育館住宅９－３、住民票上の住所宮城県気仙沼市岩月千岩田162番地22
債務者　菅原　安子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第１６号
秋田県大館市早口字深沢岱37番地28
債務者　桐生　康秋
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第１３０号
茨城県笠間市平町806番地28
債務者　深井　幸子（旧姓綿引）
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１３１号
茨城県笠間市旭町241番地２　西原住宅20号、前住所茨城県笠間市平町1722番地３　エルディム富士２―101
債務者　南山　忠和
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１３２号
茨城県笠間市旭町241番地２　西原住宅20号、前住所茨城県笠間市平町1722番地３　エルディム富士２―101
債務者　南山さつき（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１５８号
茨城県鉾田市当間572番１　５号、住民票上の住所茨城県鉾田市柏熊750番地
債務者　平沼　誠一
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２２７号
京都市南区吉祥院堂ノ後西町16―１　長田ハイツ501号室安楽康一方、住民票上の住所京都市西京区嵐山茶尻町30番地　コーポ嵐山Ⅱ1118
債務者　ＴＯＳＨＩ　ＴＡＸＩこと　小松　敏信
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２７７号
京都府八幡市男山長沢１番地２　エコート長沢205
債務者　吉本　　修
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３５７号
京都市左京区吉田神楽岡町81番地
債務者　宮坂　守彦
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５５３号
兵庫県姫路市梅ケ谷町15番10―302号　ＦＥＬＩＣＥ梅ケ谷、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1142番地３
債務者　高井　春美
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９０９号
広島市安佐南区長束１丁目20番８号
債務者　大島　政子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８５号
広島市中区南吉島２丁目２番17―210号
債務者　岡田　義雄
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８６号
広島市中区南吉島２丁目２番17―210号
債務者　岡田　千鶴
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３６号
広島市安佐南区沼田町大字伴6980番地２　コーポ西本204
債務者　松石　路子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８７号
広島市安佐北区可部町大字勝木1248番地の93
債務者　郷路　良恵
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部